



経産省、公取委及び総務省： 「プラットフォーム型ビジネスの台頭に 対応したルール整備の基本原則」の公表

UHY Tokyo ニュースレター / 2019年1月

経済産業省、公正取引委員会及び総務省は平成30年12月18日、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を公表しました。本原則は、平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を受けた中間論点整理（平成30年12月12日公表）を踏まえて、プラットフォーム型ビジネスの公正な取引環境を整備するための基本原則を定めています。政府は本原則を踏まえて、デジタル・プラットフォームの規制措置を早急に進めるとしています。概要は下記の通りであり、本原則は下記URLからご確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181218003/20181218003-1.pdf>

本原則は、デジタル・プラットフォームの特性を考慮しつつ、公正かつ自由な競争を実現するための業法の見直しや独占禁止法による運用の検討、消費者の個人情報保護のためにデータの移転・開放のルールの検討など、以下7項目で構成されています。

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点
2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進
3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現
4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現
5. データの移転・開放ルールの検討
6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築
7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

本原則では、デジタル・プラットフォームが社会経済に不可欠な基盤を提供している一方で、プラットフォームに操作性や技術的不透明性があることから、利用者との関

係で不公正な取引慣行やプライバシーの侵害等の温床になるおそれがあるため規制が必要であるとしています。ただ、デジタル分野におけるイノベーションにも十分配慮する必要性から自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮するとしており、バランスの取れた実効性のある規制をいかに実現するかが今後の課題と考えられます。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。



コンタクト

UHY東京監査法人

小野 琢司 - IT・内部統制 PG
Email: takuji.ono@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラウス・カナダ 3F
Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474
Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>

